- 1. 件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(固体廃棄物貯蔵 庫第10棟の設置)に係る面談
- 2. 日時: 令和4年12月15日(木) 15時30分~16時30分
- 3. 場所:原子力規制庁 6階会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、髙木係長

髙木技術参与(テレビ会議システムによる出席)

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席) 福島第一原子力発電所 担当13名(うちテレビ会議システムによる出席8名)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)より、実施計画の変更認可申請(固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置)について、資料に基づき、以下のとおり前回からの変更点の説明があった。
 - ▶ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要について
 - ▶ 敷地周辺の放射線防護について
 - ▶ 作業者の被ばく線量の管理について
 - ▶ 設計上の考慮について
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下 のコメントを伝えた。
 - 耐震クラスを設定するための公衆被ばく線量の評価に当たって、瓦礫等が 飛散する期間を7日ではなく1日としている根拠について、対策の成立性 の観点から、対策に必要とされる体制・手順(指揮命令系統、作業上の判断 基準、作業に要する時間等)や資源(資機材の種類及び数、保管場所、要員 数、使用できるアクセスルート等)とそれらの設定根拠を示すこと。
 - ➤ 福島第一原子力発電所において、地震により安全機能が喪失してから7日 以降に期待できる外部支援について、その基本的な内容を示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料:

▶ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について

以上